

【令和3年2月9日配付】

令和3年度 糸魚川市交通安全実施計画



令和3年3月

糸魚川市交通安全対策会議

目 次

1	実施計画策定の趣旨	1
2	糸魚川市の交通事故の現状	2
3	糸魚川市が取り組む重点施策	5
	(1) 高齢者の交通事故防止	5
	(2) 歩行者及び自転車の安全確保	5
	(3) シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底	6
	(4) 危険運転の根絶	6
4	分野別の施策	7
	第1節 道路交通環境の整備	7
	I 令和2年度の主な実績	7
	II 令和3年度の計画	9
	1 道路等の整備	9
	2 交通安全施設等の整備による交通安全の推進	10
	3 道路占用の適正化	11
	4 駐車対策の推進	12
	5 公共交通機関の利用促進	12
	6 事故防止対策の推進	12
	第2節 交通安全思想の普及徹底	13
	I 令和2年度の主な実績	13
	II 令和3年度の計画	14
	1 交通安全に関する普及啓発活動の推進	14
	2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	14
	3 効果的な交通安全教育の推進	15
	4 地域社会における交通安全意識の高揚	15
	第3節 道路交通秩序の維持	17
	I 令和2年度の主な実績	17
	II 令和3年度の計画	17
	1 交通規制の推進	17
	2 駐車秩序の維持	17

第4節 救護体制の充実	18
I 令和2年度の主な実績	18
II 令和3年度の計画	18
1 病院前救護体制の整備充実	18
2 救急医療体制の確保	18
第5節 交通事故被害者対策の推進	19
I 令和2年度の主な実績	19
II 令和3年度の計画	19
1 交通事故相談業務等の活用・支援	19
2 交通事故被害者の支援	19
第6節 踏切道の安全に関する施策	19
I 令和2年度の主な実績	19
II 令和3年度の計画	19
1 踏切道の安全と円滑化を図るための措置	19
2 踏切道の除雪の徹底	19
■参考資料（条例・規則）	20

1 実施計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

この計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 26 条第 4 項の規定に基づき、本市及び関係行政機関・団体等が交通情勢や財政状況などの実情に応じ、計画的かつ効果的に交通安全対策を推進するために策定するものです。

(2) 計画の性格

この計画は、本市及び関係行政機関・団体等において、交通安全対策に関連する事業を掲載するものです。

(3) 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日 ～ 令和 4 年 3 月 31 日

2 糸魚川市の交通事故の現状

(1) 令和2年中の交通事故の発生状況

① 事故発生件数

	令和元年	令和2年	前年比
糸魚川市	38件	47件	23.7% 増
新潟県	3,484件	3,076件	11.7% 減

・本市の交通事故の発生件数は47件で、前年と比較し9件増加しました。

② 死者数

	令和元年	令和2年	前年比
糸魚川市	3人	1人	66.7% 減
新潟県	93人	64人	31.2% 減

・本市の死者数は1人で、前年の3人と比較し2人減少しました。

事故発生件数当たりの死者数は、県では約48件につき1人が死亡しているのに対し、本市では約47件につき1人でした。

③ 負傷者数

	令和元年	令和2年	前年比
糸魚川市	53人	51人	3.8% 減
新潟県	4,086人	3,546人	13.2% 減

・本市の負傷者数は51人で、前年と比較し2人減少しました。

・本市の事故1件当たりの負傷者数は約1.1人でした。

(参考) 市内及び県内で発生した交通事故の推移

区分		H28	H29	H30	R1	R2	5か年平均
発生件数	糸魚川市(件)	53	49	47	38	47	46.8
	新潟県(件)	4,694	4,304	3,799	3,484	3,076	3,871.4
死者数	糸魚川市(人)	5	5	2	3	1	3.2
	新潟県(人)	107	85	102	93	64	90.2
負傷者数	糸魚川市(人)	64	73	61	53	51	60.4
	新潟県(人)	5,575	5,130	4,453	4,086	3,546	4,558.0

(2) 令和2年中の特定事故(年齢・道路形状等)発生状況

① 高齢者事故の状況

区 分		令和元年	令和2年	前年比
発生件数	糸魚川市 (件)	26	20	23.1% 減
	新潟県 (件)	1,547	1,394	9.9% 減
死者数	糸魚川市 (人)	3	1	66.7% 減
	新潟県 (人)	67	41	28.8% 減
負傷者数	糸魚川市 (人)	18	10	44.4% 減
	新潟県 (人)	937	830	11.4% 減

- ・本市では、高齢者(65歳以上)が関係した事故件数は20件で、全事故の42.6%(県45.3%)となっています。
- ・高齢者の負傷者数は10人で全負傷者の19.6%(県23.4%)となっています。

② こども事故の状況

区 分		令和元年	令和2年	前年比
発生件数	糸魚川市 (件)	4	2	50.0% 減
	新潟県 (件)	184	149	19.0% 減
死者数	糸魚川市 (人)	0	0	増減なし
	新潟県 (人)	3	1	66.7% 減
負傷者数	糸魚川市 (人)	5	2	60.0% 減
	新潟県 (人)	205	172	16.1% 減

- ・本市の中学生以下のこどもが関係した事故は2件(全事故の4.3%・県4.8%)で、死者はなく、負傷者数は2人となっています。

③ 歩行者事故の状況

区 分		令和元年	令和2年	前年比
発生件数	糸魚川市 (件)	3	6	100.0% 増
	新潟県 (件)	551	525	4.7% 減
死者数	糸魚川市 (人)	0	0	増減なし
	新潟県 (人)	36	26	27.8% 減
負傷者数	糸魚川市 (人)	3	6	100.0% 増
	新潟県 (人)	528	510	3.4% 減

- ・本市の歩行者が関係した事故は6件(全事故の12.8%・県17.1%)で、負傷者数は6人(全負傷者の11.8%・県14.4%)となっています。

④ 自転車事故の状況

区 分		令和元年	令和2年	前年比
発生件数	糸魚川市 (件)	3	6	100.0% 増
	新潟県 (件)	500	426	14.8% 減
死者数	糸魚川市 (人)	0	0	増減なし
	新潟県 (人)	9	3	66.7% 減
負傷者数	糸魚川市 (人)	3	6	100.0% 増
	新潟県 (人)	489	419	14.3% 減

・本市では、自転車乗車中の者（同乗者を除く）が関係した事故は6件(全事故の12.8%・県13.8%)で、死者はなく、負傷者数は6人(全負傷者の11.8%・県11.8%)で、発生件数及び負傷者数は増加しました。

⑤ 交差点事故の状況

区 分		令和元年	令和2年	前年比
発生件数	糸魚川市 (件)	10	22	120.0% 増
	新潟県 (件)	1,913	1,747	8.7% 減
死者数	糸魚川市 (人)	0	0	増減なし
	新潟県 (人)	29	25	13.8% 減
負傷者数	糸魚川市 (人)	10	24	140.0% 増
	新潟県 (人)	2,229	1,971	11.6% 減

・本市の交差点事故は22件（全事故の46.81%・県55.6%）となっています。

⑥ カーブ事故の状況

区 分		令和元年	令和2年	前年比
発生件数	糸魚川市 (件)	7	5	28.6% 減
	新潟県 (件)	128	103	19.5% 減
死者数	糸魚川市 (人)	1	1	増減なし
	新潟県 (人)	16	16	増減なし
負傷者数	糸魚川市 (人)	8	5	37.5% 減
	新潟県 (人)	148	134	9.5% 減

・本市のカーブ事故は5件（全事故の10.6%・県3.3%）となっています。

⑦ 飲酒運転事故の状況

区 分		令和元年	令和2年	前年比
発生件数	糸魚川市（件）	0	0	増減なし
	新潟県（件）	40	43	7.5% 増
死者数	糸魚川市（人）	0	0	増減なし
	新潟県（人）	6	4	33.3% 減
負傷者数	糸魚川市（人）	0	0	増減なし
	新潟県（人）	52	59	13.5% 増

・本市では、飲酒運転で第1当事者となった事故はありませんでした。

*第1当事者とは、事故に関与した者のうち、事故における過失が最も重い者をいいます。

3 糸魚川市が取り組む重点施策

本市では、県の重点施策に沿って、次の4項目を重点施策に掲げて取り組みます。

（1）高齢者の交通事故防止

本市の全人口に占める65歳以上の割合は、令和3年2月1日現在、40.02%であり、約5人に2人が65歳以上となっており、令和2年12月末における高齢者の運転免許保有率は、高齢者人口の57%を占めています。

今後も更に高齢化が進むことを踏まえ、高齢者が被害者、加害者となる事故の防止が大きな課題となっています。

高齢者は、歩行中や自転車乗車中の事故で死亡する割合が高いことから、運転者に対する高齢者保護意識の醸成、夜間の事故防止に効果的な夜光反射材の着用をより一層推進し、高齢者が被害者となる事故の防止に努めます。

また、高齢運転者が自身の運転能力の自覚を促す取組や運転能力に応じた予防的運転（補償運転）等、加害事故防止対策に取り組むとともに、高齢者自身の交通安全意識の高揚を図るなど、交通安全教育を一層推進します。

更に、高齢者が交通社会に参加できるよう、歩道や道路照明などの道路交通環境の整備を推進します。

（2）歩行者及び自転車の安全確保

歩行中の事故は減少してきていますが、横断歩道において自動車が一時停止しない等、歩行者優先の徹底は未だなされていない状況もあります。また、歩行者側の違反も多い状況です。

高齢者や子どもに多く発生している歩行中や自転車乗車中の交通事故の根絶に向けて、家庭、学校、地域等と連携し、指導・広報・啓発活動を一層推進し、交通ルールの遵守、交通マナーの向上及び事故を未然に防ぐ交通行動など、交通安全意識の高揚を図ります。

併せて、自転車利用者に対する正しい通行方法の周知と運転者に対して安全速度の励行及び身体に障害のある人や高齢者が通行している際の保護意識の醸成を図ります。

(3) シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

シートベルトを着用していた場合と非着用の場合では、致死率に極めて大きな差がありますが、自動車乗車中における交通事故死者のシートベルト着用者の割合が低ことや一般道路における後部座席のシートベルトの着用も徹底されているとは言い難いことから、各季の交通安全運動等を通じ、指導・広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、全座席シートベルト着用の徹底を呼びかけ、自動車乗車中の死傷者の被害軽減を図ります。

また、チャイルドシートの使用率も依然として低い状況にあることから、積極的に指導・啓発活動を展開し、チャイルドシートの使用を徹底して乳幼児の被害軽減を図ります。

(4) 危険運転の根絶

県内で依然として発生している飲酒運転による事故を始め、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故につながる「あおり運転」などの危険運転の根絶を呼びかけるとともに、危険運転による事故の実態を周知し、危険性について理解を深め、市民の規範意識の確立を図ります。

4 分野別の施策

I 令和2年度の主な実績

第1節 道路交通環境の整備

1 道路等の整備

(1) 広域幹線道路網の整備

区分	計画年度	全体計画	事業内容	実績概要	所管
地域高規格道路			松糸・今井道路調査設計	平面図作成：山本～中谷内 地質調査：1式 トンネル設計：1式 道路詳細設計：山本	県
国道	H元～	路線名：国道8号 糸魚川東バイパス 延長：3.8km 起点：間脇 終点：梶屋敷	バイパス整備	継続実施	国
国道	R2～	路線名：国道8号 親不知道路 延長：6.7km 起点：外波 終点：市振	バイパス整備	新規事業化	国
国道			① 洞門補修 (山之坊地内 寒谷洞門他) ② トンネル補修 (根小屋地内 大前トンネル他)	①補修実績数：3洞門 ②補修実績数：3トンネル 大前トンネル補修継続中	県
国道 県道			国道8号防護柵及び区画線の整備(全線)	継続実施	国 県
県道			①県道湯之河内梶屋敷停車場線 歩道整備(梶屋敷地内) ②県道西飛山能生線 歩道整備(楨地内) ③ピアパーク前交差点信号機改良	① 整備中(部分供用L=90m) ② 整備完了(部分供用L=40m) ③ 整備完了	県

(2) 市道・農道・林道の整備（主な新設、改良箇所）

区分	計画年度	全体計画	事業概要	所管
市道	R2年度	路線名：市道大和川海浜線 延長：L=152m	『交通ネットワークビジョン』に基づく、市内交通網の整備推進（道路改良）	建設課
市道	R2年度	路線名：市道大排水路線 延長：L=48m	新設改良整備（道路改良）	建設課
市道	R2年度	路線名：市道前坂線 延長：L=283m	新設改良整備（道路改良）	建設課
市道	R2年度	路線名：市道下早川アワラ西側線 延長：L=150m	新設改良整備（道路改良）	建設課
市道	R2年度	路線名：市道堀割線 延長：L=115m	新設改良整備（道路改良）	建設課

(3) 歩道・自転車道の整備（主な新設、改良箇所）

区分	施策内容	所管
歩道整備	バリアフリー化及び歩道、自転車道の整備促進 代表的な整備予定箇所 〈県〉①梶屋敷地内 県道湯之河内梶屋敷停車場線 歩道整備 ②槇地内 県道西飛山能生線 歩道整備 ③鬼伏地内 県道上越糸魚川自転車道線 防護柵修繕等	県 建設課
歩道整備 (通学路)	安全を確保するための道路整備 代表的な整備予定箇所 〈市〉市道槇能生線 道路改良	建設課

(4) 交差点の改良等（主な改良箇所）

区分	施策内容	所管
	該当なし	

II 令和3年度の計画

1 道路等の整備

(1) 広域幹線道路網の整備

区分	計画年度	全体計画	事業概要	所管
地域高規格道路	H31～R10年度	路線名：地域高規格道路松本糸魚川連絡道路 延長：L=5km 起点：糸魚川市山本 終点：糸魚川市上刈	丈量測量（山本～中谷内） 物件調査（山本～中谷内） 用地買収（山本～中谷内） 構造物設計 1式	県
国道	H元～	路線名：国道8号糸魚川東バイパス 延長：L=3.8km 起点：間脇 終点：梶屋敷	バイパス整備	国
国道	R2～	路線名：国道8号親不知道路 延長：L=6.7km 起点：外波 終点：市振	バイパス整備	国
国道	H31～R3年度	路線名：国道148号 延長：L=155m	山之坊地内 洞門補修（牛巻洞門他）	県
国道	H30～R2年度	路線名：国道148号 延長：L=330m	根小屋地内 トンネル補修（大前トンネル）	県
国道	H29～R4年度	路線名：国道148号 箇所数：2か所	山本地内 橋梁耐震アップグレード（山本橋） 大野地内 橋梁耐震アップグレード（中山橋）	県
県道	H30～R4年度	路線名：主要地方道能生インター線 延長：L=300m	道路整備（拡幅）	県

(2) 市道・農道・林道の整備

区分	計画年度	全体計画	事業概要	所管
市道	H22年度～	路線名：市道大排水路線 延長：L=1,000m	新設改良整備（道路改良）	建設課
市道	R2～R3年度	路線名：市道押上越前線 延長：L=90m	新設改良整備（道路改良）	建設課
市道	R3年度～	路線名：市道汐見線 延長：L=85m	新設改良整備（道路改良）	建設課
市道	R3年度～	路線名：市道中ノ谷学校線 延長：L=74m	新設改良整備（道路改良）	建設課

(3) 歩道・自転車道の整備

区分	施策内容	所管
歩道整備	バリアフリー化及び歩道、自転車道の整備促進 代表的な整備予定箇所 〈県〉①梶屋敷地内 県道湯之河内梶屋敷停車場線 歩道整備	県 建設課

	②溝尾地内 県道西飛山能生線 歩道整備	
歩道整備 (通学路)	安全を確保するための道路整備 代表的な整備予定箇所 〈市〉市道楨能生線 道路改良	建設課

(4) 交差点の改良等

区 分	施策内容	所 管
適正な道路標 示	横断歩道・停止線等	県 建設課 警察署
交差点の改良	交通状況に即した対策の実施（道路の新設・改良等）	県 建設課 警察署

2 交通安全施設等の整備による交通安全の推進

(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

区 分	施策内容	所 管
死傷事故防止 対策	幹線道路等で特に死傷事故率が高い「事故危険箇所」への対策の実施（公安委員会と道路管理者の連携）	国 警察署
交通事故削減	『事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）』の推進	国
安全・安心緊急施設整備	交通事故多発地点等、特に必要な箇所	県 警察署
歩行者及び自 転車の安全な 通行の確保	信号機の高度化等、交通安全施設の整備 代表的な整備予定箇所 〈県〉①梶屋敷地内 県道湯之河内梶屋敷停車場線 歩道整備 ②溝尾地内 県道西飛山能生線 歩道整備	県 建設課
交通安全施設 整備	市道の防護柵、カーブミラー、照明灯、区画線等	建設課
融雪施設整備 の適切な維持 管理	県道消雪パイプ布設替え等 代表的な整備予定箇所 〈県〉①平牛地内 県道上町屋釜沢糸魚川線 消雪パイプ布設替え ②大野地内 県道頸城大野停車場線 消雪パイプ布設替え	県
	市道消雪パイプ井戸掘り替え等 代表的な整備予定箇所 〈市〉①竹ヶ花消雪パイプ取水施設更新 ②大道消雪パイプ井戸掘り替え	建設課
除雪機械の適 正管理	除雪機械の新規購入と更新	国・県 建設課

(2) 標識等の整備

区 分	施策内容	所 管
交通安全施設整備	国道、県道の防護柵、道路照明、区画線、道路標識等	国・県

(3) 高齢者・障害者のための安全施設等の整備

区 分	施策内容	所 管
日常生活、社会生活の安全確保	歩行空間のバリアフリー化、交通安全施設等の整備 代表的な整備予定箇所 〈県〉①梶屋敷地内 県道湯之河内梶屋敷停車場線 歩道整備 ②溝尾地内 県道西飛山能生線 歩道整備	県 建設課

(4) 通学路、通園（所）路の安全設備・施設の整備

区 分	施策内容	所 管
安全設備・施設の整備	信号機の設置（道路の新設・改良等） 横断歩道等の交通規制	警察署 道路管理者

(5) 高速道路における交通環境の保全

区 分	施策内容	実施時期	所 管
安全で円滑な交通確保	高速道路利用者への情報提供	通年	道路管理者

(6) LED 街路灯の設置促進

区 分	施策内容	実施時期	所 管
夜間の歩行者の安全確保	LED 街路灯設置補助金	通年	建設課

3 道路占用の適正化

(1) 道路占用の適正化

区 分	施策内容	実施時期	所 管
交通障害の抑制	工事業者等への指導の実施(交通の安全と円滑の確保)	通年	警察署
円滑な道路交通の確保	道路占用許可の適正な運用、道路占用の適正な維持管理、許可条件の履行確認	通年	国・県 建設課 農林水産課
安全な交通確保	交通や通行に支障を与える不法占用物件等の排除	通年	国・県 建設課 農林水産課

4 駐車対策の推進

(1) 駐車対策の推進

施策内容	実施時期	所管
地域住民の要望と実態を捉えた取締まりの実施 (悪質で危険性、迷惑性の高い違反等)	通年	警察署

5 公共交通機関の利用促進

(1) 公共交通機関の利便性向上と利用促進

施策内容	実施時期	所管
日本海ひすいライン、大糸線の利便性の向上と利用促進	通年	建設課
地域住民への利用促進についての周知・啓発活動		
鉄道事業者や関連団体と連携したイベント等の実施		
県内高速バス運行費の助成		
路線バスの利便性向上、運行費の助成		
コミュニティバス等の運行費の助成		

6 事故防止対策の推進

(1) 事故危険箇所対策の推進

施策内容	実施時期	所管
事故危険箇所の調査	適宜	環境生活課 (交通安全協会、警察等)
交通安全点検パトロール (道路管理者が実施する整備に反映)	8月末	環境生活課 道路管理者 警察署 交通安全協会

(2) 交通安全対策会議の活用

施策内容	実施時期	所管
市交通安全対策会議、臨時に緊急対策会議等の開催 (重大事故等の発生や緊急に交通安全施策を講ずる必要が生じた場合)	適宜	環境生活課 道路管理者 警察署 交通安全協会

第2節 交通安全思想の普及徹底

I 令和2年度の主な実績

施策	事業内容	実績概要	所管
1 交通安全に関する普及啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 春の全国交通安全運動 自転車安全月間 夏の交通事故防止運動 秋の全国交通安全運動 高齢者交通事故防止運動 冬の交通事故防止運動 表彰事業 	<ul style="list-style-type: none"> PTA、地区役員、市職員による立哨指導 延べ300名(春・秋の全国運動時) 各期の広報無線、広報誌、回覧文書による啓発 各期の街頭啓発活動 	警察署 交通安全協会 環境生活課
2 体系的な交通安全教育の推進	関係機関と連携した交通安全教育と普及啓発活動の推進	幼児 3回 小学校 4回 中学校 0回 高齢者 3回 一般 1回	環境生活課
3 効果的な交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全指導員の資質向上 夜間の視認性に関する教材の活用 	交通安全指導員研修会(3月) 交通安全教室での活用やデジタルサイネージ上映	環境生活課 警察署 環境生活課
4 地域社会における交通安全意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全指導員の配置 防犯パトロール員の配置 糸魚川地区交通安全協会支部活動費助成 夜光反射材の活用促進 高齢者運転免許自主返納支援事業の推進 シニアカー講習会 飲酒運転根絶意識の醸成 	11名(R2.11.1現在) 133名(R2.3.31現在) 交通安全対策にかかる経費を対象に支援 反射材見え方講習会 延べ1回(青海) 交付者数 161名 (R3.1.31現在) 高齢者を対象にシニアカーの乗り方を指導 啓発ポスターの掲示	環境生活課 こども教育課 交通安全協会 警察署 環境生活課 警察署 環境生活課 警察署 交通安全協会 環境生活課

II 令和3年度の計画

1 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1) 各季における交通安全運動の推進

事業内容	期 間	所 管
春の全国交通安全運動	4月6日(火)～4月15日(木)(10日間)	環境生活課 交通安全協会 警察署
自転車安全月間	5月1日(土)～5月31日(月)(1か月間)	
県民交通安全フェア	7月14日(水) 新潟テルサ	
夏の交通事故防止運動	7月22日(木)～7月31日(土)(10日間)	
秋の全国交通安全運動	9月21日(火)～9月30日(木)(10日間)	
高齢者交通事故防止運動	10月1日(金)～10月31日(日)(1か月間)	
冬の交通事故防止運動	12月11日(土)～12月20日(月)(10日間)	
横断歩行者を守る交通事故防止運動	3月1日(火)～3月10日(木)(10日間)	
安全運転・チャレンジ100	9月23日(木)～12月31日(金)(100日間)	
いきいきクラブ・チャレンジ100	9月23日(木)～12月31日(金)(100日間)	
交通安全家庭の日	毎月10日	
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日(土)、9月30日(木)	

(2) その他の普及啓発活動の推進 〈環境生活課・交通安全協会〉

事業内容	期 間	所 管
交通安全フェア・日本海クラシック カーレビュー	9月5日(日)開催予定	環境生活課 交通安全協会
夜間の視認性(見え方)講習会	交通安全教室開催時、各季の交通事故防止 運動等開催時	
交通安全功労者・優良運転者表彰等	各季	

2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

対 象	事業内容	実施時期	所 管
保育園・幼稚園・認定 こども園向け	親子交通安全教室	4月～5月及び 2月～3月	環境生活課 警察署 交通安全協会
小学生・中学生・高校 生向け	正しい自転車の乗り方や道路横断の 仕方など交通ルール・マナーの実践 指導	4月～5月	
高齢者団体・コミュニ ティ団体向け	加齢に伴う身体的機能の変化と行動 特性について、運転者・歩行者それ ぞれの視点に立った交通安全教育	通年	
一般向け	参加・体験・実践型の交通安全教室	通年	

3 効果的な交通安全教育の推進

事業内容	実施時期	所 管
地区公民館の生涯学習事業やコミュニティ団体等の活動と連携した交通安全教育と普及啓発活動	通年	環境生活課 生涯学習課 警察署 交通安全協会
市交通安全指導員の資質向上のための研修会	7月、12月	環境生活課 警察署

4 地域社会における交通安全意識の高揚

(1) 家庭、学校、職域等における交通安全教育の推進

事業内容	実施時期	所 管
参加・体験・実践型の交通安全教室の開催 (保育園・幼稚園・学校・老人クラブ等)	通年	環境生活課 警察署 交通安全協会
交通安全教室の開催 自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果の理解促進	通年	環境生活課 警察署 交通安全協会
糸魚川地区交通少年団の活動支援	通年	環境生活課 警察署 交通安全協会
新入学児童へ交通安全帽子、ランドセルカバーを配付	2月	環境生活課 交通安全協会
夜光反射材の配付・活用	通年	環境生活課 警察署 交通安全協会

(2) 地域ぐるみの交通安全運動の推進

事業内容	実施時期	所 管
通学路等の交通安全パトロールなど、地域ぐるみの安全対策	通年	環境生活課 こども教育課
シニアカーの講習会 (安全な利用方法の指導)	通年	環境生活課 警察署
交通安全協会(糸魚川・能生・青海)支部への活動費助成 交通安全思想の普及啓発活動支援	通年	環境生活課
「安全運転チャレンジ100」、「いきいきクラブ・チャレンジ100 (高齢者参加型運動)」の周知・参加	9月23日 ～12月31日	環境生活課 交通安全協会
シートベルトの着用の徹底 (運転席、助手席、後部座席)	通年(交通安全運動期間)	環境生活課 警察署 交通安全協会

事業内容	実施時期	所 管
チャイルドシートの使用効果及び使用方法に関する指導・啓発	通年 (交通安全運動期間等)	環境生活課 警察署 交通安全協会
市交通安全指導員の配置と安全指導の実施	通年	環境生活課

(3) 飲酒運転の根絶

事業内容	実施時期	所 管
飲酒運転根絶意識の醸成（飲食店等を訪問指導等）	12月	環境生活課 警察署 交通安全協会

(4) 運転中のスマートフォン等使用の根絶

事業内容	実施時期	所 管
広報等により周知啓発 各種講習による交通安全意識啓発 (車両運転中のスマートフォン等の使用の危険性)	通年	環境生活課 警察署 交通安全協会

(5) あおり運転の発生抑止

事業内容	実施時期	所 管
ドライブレコーダーの設置促進 実施事業：ドライブレコーダー設置促進事業補助金	通年	環境生活課

(6) 効果的な広報の実施

事業内容	実施時期	所 管
運転免許自主返納制度の利用促進 高齢者の交通移動手段となる関連事業の周知 実施事業：高齢者運転免許自主返納支援事業 高齢者おでかけパス事業 地域包括支援センターによる生活相談	通年	環境生活課 警察署 交通安全協会
交通、気象等地域即時情報の安心メール配信 広報紙、ホームページ、防災行政無線等を活用した効果的な広報の実施	通年	各道路管理者

第3節 道路交通秩序の維持

I 令和2年度の主な実績

施策	事業内容	実績概要	所管
1 交通規制の推進	横断歩道新設	槇地内横断歩道新設	警察署

II 令和3年度の計画

施策	事業内容	所管
1 交通規制の推進	交通の安全と通行の円滑化を図るため、交通実態に応じた交通規制	環境生活課 警察署 各道路管理者
2 駐車秩序の維持	悪質で危険性・迷惑性の高い違法駐車取締り	警察署
	市街地の駐車実態や地域住民の要望を踏まえ、駐車規制を見直す	環境生活課 警察署 各道路管理者

第4節 救護体制の充実

I 令和2年度の主な実績

施策	事業内容	実績概要	所管
1 病院前救護体制の整備充実	高度救急資器材の整備 交通事故対応訓練の実施	11月に交通事故による多数傷病者への対応訓練を実施	消防本部

II 令和3年度の計画

施策	事業内容	所管
1 病院前救護体制の整備充実	職員の資質向上（指導救命士による教育訓練の実施）	消防本部
	救急救命士及び救急隊員の教育、技能の向上（救急ワークステーションの活用）	消防本部
	応急手当の普及、啓発	消防本部
	救助・救急資器材の整備	消防本部
	高度な救急救命処置ができる高規格救急車の運用	消防本部
	ドクターヘリの効果的な運用による救命率の向上等	県 消防本部
	研修等を通じた職員の資質向上（ドクターヘリの基地病院との連携）	消防本部 長岡赤十字病院
	高速道路における救急業務の円滑かつ適切な実施（市消防本部と関係管理者の相互協力）	消防本部 東日本高速道路株式会社
2 救急医療体制の確保	休日夜間等の救急医療体制の維持確保	健康増進課
	救急医療を支える基幹病院の施設設備の充実	健康増進課

第5節 交通事故被害者対策の推進

I 令和2年度の主な実績

施策	事業内容	実績概要	所管
1 交通事故相談業務等の活用・支援	交通災害共済制度の周知及び加入促進	加入者数 29,607人 (加入率71.5%) 見舞金請求件数 21件 2,260千円	市町村総合事務組合 環境生活課

II 令和3年度の計画

施策	事業内容	所管
1 交通事故相談業務等の活用・支援	被害者の不利益防止 新潟交通事故相談所等、相談機関の利用等について周知	環境生活課
2 交通事故被害者の支援	県交通災害共済制度の周知及び加入促進	環境生活課
	県交通遺児基金が行う被害者援助事業等の周知	こども課

第6節 踏切道の安全に関する施策

I 令和2年度の主な実績

施策	事業内容	実績概要	所管
1 踏切道の安全と円滑化を図るための措置	踏切通行時における安全意識の向上	実績なし	西日本旅客鉄道株式会社
	踏切通行時における安全設備の向上 (踏切障害物検知装置の検知性能向上)	西海踏切障検取替 ループコイル式から3次元レーザーレーダ式に変更 (糸魚川駅～梶屋敷駅間)	えちごトキめき鉄道株式会社

II 令和3年度の計画

施策	事業内容	所管
1 踏切道の安全と円滑化を図るための措置	安全意識の向上や踏切支障時における非常ボタンの操作等の周知 (運転者や歩行者などの踏切道通行者)、	環境生活課 西日本旅客鉄道株式会社 えちごトキめき鉄道株式会社
2 踏切道の除雪の徹底	適切な除排雪等の実施(道路管理者との連絡)	西日本旅客鉄道株式会社 えちごトキめき鉄道株式会社

参 考 資 料

- 糸魚川市交通安全条例
- 糸魚川市交通安全条例施行規則

○糸魚川市交通安全条例

平成17年3月19日
条例第159号

(目的)

第1条 この条例は、本市における交通安全施策の推進を図り、もって市民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、市民の交通安全意識の高揚と交通安全確保のため、啓発活動、道路環境整備等の総合的な交通安全施策の実施に努めるものとする。

2 前項の交通安全施策の計画及び実施に当たっては、警察署、道路管理者その他の関係機関及び団体(以下「関係機関等」という。)と緊密な連携を図るものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、自らの責任で生命、身体及び財産を守り、交通安全の確保に努めるとともに、市及び関係機関等が実施する交通安全施策に協力するものとする。

(交通安全対策会議)

第4条 市長は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき、糸魚川市交通安全対策会議(以下「対策会議」という。)を置く。

2 対策会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 糸魚川市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

3 対策会議は、会長及び委員をもって組織する。

4 会長は、市長をもって充て、委員の定数は、15人以内とする。

(交通安全指導員)

第5条 市長は、交通事故の防止及び交通安全運動の推進を図るため、糸魚川市交通安全指導員(以下「指導員」という。)を置く。

2 指導員は、市長の命を受け、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 交通安全を図るための街頭指導に関すること。

(2) 交通安全思想の普及に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、交通安全の保持に関すること。

3 指導員の定数は、15人以内とする。

4 指導員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 指導員は、非常勤とする。

6 市長は、特別な理由があるときは、任期中の指導員を解任することができる。

(道路交通環境の確保等)

第6条 市長は、交通安全を確保するため、交通安全施設等を整備し、良好な道路交通環境の確保に努めるとともに、必要があると認めるときは、関係機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通安全教育の推進)

第7条 市長は、市民の交通安全意識の向上を図るため、年齢、地域等の実情に応じた交通安全教育活動を実施するものとする。

(情報の提供)

第8条 市長は、市民に対し、交通安全に関する広報啓発活動及び必要な情報の提供に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○糸魚川市交通安全条例施行規則

平成17年3月19日

規則第155号

〔最終改正〕平成27年2月1日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、糸魚川市交通安全条例(平成17年糸魚川市条例第159号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通安全対策会議)

第2条 条例第4条に規定する糸魚川市交通安全対策会議(以下「対策会議」という。)の会長は、会務を総理する。

2 対策会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 国の関係行政機関の職員
- (2) 新潟県の知事部局の職員
- (3) 新潟県警察の警察官
- (4) 西日本旅客鉄道株式会社の社員
- (5) えちごトキめき鉄道株式会社の社員
- (6) 東日本高速道路株式会社の社員
- (7) 市民のうち交通安全に識見を有する者
- (8) 市の教育長、消防署長その他職員

(交通安全指導員)

第3条 条例第5条に規定する糸魚川市交通安全指導員(以下「指導員」という。)は、交通安全についての知識又は経験を有する者で、当該自治組織を代表する者が推薦する者を市長が任命する。

2 市長は、指導員に身分証明書を発行し、指導員は、職務に従事するときは、身分証明書を携帯しなければならない。

3 市長は、指導員がその職務を適正かつ円滑に遂行できるよう、必要により研修会等を開くものとする。

4 指導員は、常にその職務遂行のために必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

5 市長は、指導員に別表の被服等を貸与する。ただし、同表に掲げる物品以外の物についても、職務の遂行に必要と認められる場合は、これを貸与することができる。

6 指導員は、職務に従事するときは、貸与品を着用するとともに、常に清潔の保持に努めなければならない。

7 指導員は、任期が満了したとき、又はその職を解任されたときは、貸与品を直ちに返納しなければならない。ただし、半長靴及びゴム長靴は、この限りでない。

8 環境生活課長は、別記様式による被服等貸与簿を備え、貸与又は返納等の状況を記録し、その収支を明らかにしなければならない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

令和3年度 糸魚川市交通安全実施計画

－令和3年3月－

編集発行 糸魚川市 市民部 環境生活課

〒941-8501

糸魚川市一の宮 1-2-5

T E L 025-552-1511

F A X 025-552-8250
